

処 分 基 準

平成16年 1 月28日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第19条の10第1項
処 分 の 概 要：認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：古物営業法施行規則第19条の5第2号から第4号まで又は第6号（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第21条の5第3項（表示の禁止）、第21条の7（競りの中止）
処 分 基 準：古物営業法施行規則第19条の10第1項各号に該当する場合には、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第19条の5第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全総務課
備 考：